

は じ め に

特許庁は、2013年度末、一次審査通知までの期間を11か月とするという長期目標（FA11）を達成した。

上記目標の達成に先立ち、2013年6月に「日本再興戦略」[知的財産政策に関する基本方針]が閣議決定され、知的財産政策をめぐる課題が明らかにされた。そして、2013年9月から2014年2月にかけて開催された産業構造審議会知的財産分科会では、こうした課題に取り組みつつ、我が国企業及び知的財産制度双方の環境変化を踏まえ、知的財産政策に関して更に重点化・加速化すべき取組について議論がなされた。同分科会において、今後の知的財産政策の主な方向性として、(1) 我が国企業によるグローバルな知的財産権の取得と活用に対する支援、(2) 中小企業・地域への支援強化、(3) イノベーション促進に資する環境整備等（オープン・クローズ戦略の徹底含む）、が示され、また、これらに基づく具体的な政策課題が取りまとめられた。

同分科会のとりまとめを踏まえ、2014年3月、特許庁は、2023年度末までに特許の「権利化までの期間」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とすることを特許審査の新たな目標とした。あわせて、審査の質の一層の向上を図るため、外部有識者によって構成される委員会を2014年度早期にも設置し、品質管理の実施状況、実施体制等のレビューを受けることとした。

また、必要な審査体制の整備、強化を図るため、平成26年度予算において、100名の任期付審査官を始めとする審査官を確保した。

同じく2014年3月に、知的財産の更なる創造・保護・活用に資する制度的・人的基盤を早急に整備するための「特許法等の一部を改正する法律案」について、閣議決定がなされた。当該法律案は第186回通常国会に提出され、審議が進められている¹。

こうした取組を通じ、特許庁は、「世界最速かつ最高品質の知財システム」を実現することで、ユーザーのグローバルな知的財産権の取得を支援し、グローバル市場における我が国の産業競争力強化に貢献していく。

本報告書は、知的財産制度を取り巻く状況や施策等の具体的内容を紹介するものである。

第1部では、国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状など、知的財産動向に関わる情報を紹介するとともに、特定分野における技術動向について紹介する。

第2部では、特許庁における取組を特許、意匠、商標などのカテゴリー別に紹介するとともに、知的財産活動を活発化しイノベーションを促進するための各種支援・施策について紹介する。

第3部では、企業活動の変化や各国の知的財産施策等、国内外における知的財産をめぐる環境の変化について紹介し、国際的な枠組みの中での我が国の取組について紹介する。

第4部では、産業構造審議会知的財産分科会において取りまとめられた、今後の知的財産政策の方向性と具体的取組について紹介する。

なお、別冊の特許行政年次報告書2014年版[統計・資料編]においては、本報告書中の図表等の基礎となる統計情報及び知的財産に関する各種統計・資料を紹介する。

本報告書が広く活用され、知的財産をめぐる現状と対策への理解を深める一助となれば幸いである。

1. 本法律案は、2014年4月2日に参議院にて可決され、4月25日に衆議院にて可決、成立した。